

訪れてよしへ街インフラ着々

「世界一」の東京へ向けたターニングポイントとなるのが5年後の東京五輪だ。国内外から訪れる観光客を“おもてなし”して商店街の商機とするには、個々の街・店が魅力を発掘・強化するとともに、それを効果的に発信することがカギとなる。地域特性を生かした店舗・街並み景観整備や、広域へあるいは店頭でのタイムリーな情報発信や外国語対応などが、都内各地で着々と進められている。

36言語でスマホへ発信

小田急線経堂駅から世田谷区の経堂大通り商店街振興組合(川村昌敏理事長)が、スマートフォンに「アラム」言語とともにメッセージが送られる。駅前18時、無料試食券配布とタイラー、9店舗のロッケ等の食べ歩きイベント「経堂お祭り」も、情報発信の第一歩。街路や各店先へ設置された80基の位置情報発信装置「Beacon」(ビーコン)から、来街者へタイラーに情報提供できる。自動翻訳アプリ「iTranslate」も活用。街路や各店先へ設置された80基の位置情報発信装置「Beacon」(ビーコン)から、来街者へタイラーに情報提供できる。自動翻訳アプリ「iTranslate」も活用。街路や各店先へ設置された80基の位置情報発信装置「Beacon」(ビーコン)から、来街者へタイラーに情報提供できる。自動翻訳アプリ「iTranslate」も活用。



商店街オリジナルねぶたが、文字通り「ヒノキ舞台」の路面舗装がなされた通りを練り歩く

商店街はヒノキ舞台

商店街通りを文字通り「ヒノキ舞台」へと整備しているのが、台東区の浅草西参道商店街振興組合(平川理事)だ。お祭りの季節、商店街の賑わいを演出する「ヒノキ舞台」の整備が、商店街の魅力を高める。お祭りの季節、商店街の賑わいを演出する「ヒノキ舞台」の整備が、商店街の魅力を高める。



「雪国」の演出効果が防寒着や雪玉用ツールの売上げにも貢献

今年もフェア期間中になると、雪国連の両側に、地元地元町会、学校機関など24チームの雪だるま像が並び、雪だるま祭りが盛り上がる。雪だるま祭りが盛り上がる。雪だるま祭りが盛り上がる。雪だるま祭りが盛り上がる。

スポーツ店の街「発信」ブランド強化へ雪だるまフェア

アへの来街者投票による賞も授与される。雪だるま祭りが盛り上がる。雪だるま祭りが盛り上がる。雪だるま祭りが盛り上がる。雪だるま祭りが盛り上がる。

雪に親しんで未来の消費者に

雪に親しんで未来の消費者に。雪だるま祭りが盛り上がる。雪だるま祭りが盛り上がる。雪だるま祭りが盛り上がる。雪だるま祭りが盛り上がる。

5商店会連携で平常時の集客へ

5商店会連携で平常時の集客へ。雪だるま祭りが盛り上がる。雪だるま祭りが盛り上がる。雪だるま祭りが盛り上がる。雪だるま祭りが盛り上がる。

イベント事業編

神田小川町雪だるまフェア実行委員会。雪だるま祭りが盛り上がる。雪だるま祭りが盛り上がる。雪だるま祭りが盛り上がる。雪だるま祭りが盛り上がる。

地元寺社と魅力発掘

地元寺社と魅力発掘。「ふるさと・台東を知らう」講演会。雪だるま祭りが盛り上がる。雪だるま祭りが盛り上がる。雪だるま祭りが盛り上がる。雪だるま祭りが盛り上がる。

情報BOX

情報BOX。雪だるま祭りが盛り上がる。雪だるま祭りが盛り上がる。雪だるま祭りが盛り上がる。雪だるま祭りが盛り上がる。

振興組合設立の手順とポイント

スタート 組合のことを知りたい

相談・指導 行政庁、区・市連合会、都振連、中央会等への相談

勉強会 一般会員に対する説明会

発起人 趣意書、定款、事業計画・収支予算等の原案作成、同意者の募集 (7人以上)

創立総会公告 創立総会開催通知、定款、事業計画・収支予算案の送付 (2週間以上)

創立総会 定款の制定、事業計画・収支予算の決定、その他議案の決定、役員を選出 (遅滞なく)

設立認可申請 行政庁(区長、市長又は東京都知事)へ申請
①設立認可申請書 ②定款 ③事業計画書・収支予算書 ④役員名簿 ⑤設立趣意書 ⑥同意者名簿 ⑦全員が組合員資格を有することを発起人が誓約した書面 ⑧創立総会・理事会の議事録 ⑨発起人代表に対する発起人の委任状 ⑩業種別一覧表、地域図等

設立認可 行政庁(区長、市長又は東京都知事)の認可
発起人から理事へ事務引継ぎ
出資の払込 (出資の払込から2週間以内)

設立登記 所轄東京法務局出張所(登記所)へ登記申請

事業開始 税務署、都税事務所へ届出(2ヵ月以内)

★振興組合の地区

小売商業・サービス業が30人以上近接して商店街を形成していれば、おおむね既存の商店街の地域をあてはめて設定できます。ただし、隣接商店街と地区の重複がおこらぬよう注意してください。

★組合員資格

商店街組織なので、地区内の小売商業・サービス業の店舗が中心となりますが、すべての営利事業者(既存の商店街に加入、未加入を問わず)には必ず資格を与えなければなりません。また、地域の環境整備事業の遂行のため、必要に応じて地区内の事業協同組合等の非営利事業者を、場合によっては居住者にも組合員資格を与えることもできます。

★発起人

組合員資格が有って、設立と同時に組合員になろうとする者(個人商店の場合はその事業主、法人の場合は法人自体)が7人以上集って、発起人になれば設立行為を行います。しかし、あまり多すぎると実務処理が効率的に進まないで、10人以内が適当と考えられます。この中の1人が発起人代表となります。

発起人は、地区と組合員資格の範囲を確定し、その地区内において組合員資格を有する者に趣意書、設立同意書および出資引受書を配付して、参加を募ります。なお、1人の出資引受口数が全体の4分の1を超えないようにしてください。

★定款、事業計画、収支予算案等の原案作成

定款は、組合の組織および事業活動の根本規則で、地区や組合員資格に関する規定等の基本的事項は必ず記載しなければなりません。事業計画・収支予算案は設立後2事業年度分のものが必要で、次年度までに実施しない事業は、定款案に記載しないようにしてください。各

事業計画案作成にあたっては事業規模、手数料および実施方法等をはっきり定めることが必要です。

★創立総会

定款、事業計画、収支予算案、設立同意書および出資引受書の回収、その他の書類の作成が完了したら、開催公告を2週間前までに行い、創立総会を開催します。創立総会の議事は、同意者の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上をもって設立に必要な事項の決定を行います。議決にあたっては、発起人が作成した定款のうち、組合の地区と組合員資格に関する規定は変更することができません。また、創立総会で選ばれる役員任期は1年以上です。

★認可申請と登記

創立総会を終了したら、発起人はすみやかに、定款をはじめとする必要書類(左の図の参照)を作成し、行政庁(23区内は区役所、多摩地区は市役所、地区が2区市にまたがる場合は都庁)に提出し、設立の認可申請を行います。

設立の認可を受けた後、発起人はすみやかに設立事務を理事に引継ぎます。そして、理事が出資金の徴収等を行い、出資金の払込みが完了した日から2週間以内に、所轄法務局(登記所)において設立登記を行います。設立登記がなされた日が商店街振興組合の成立月日となります。登記申請は、組合の代表理事(代理人の場合は委任状が必要)が登記所に出席して行わなければならない。

★税務署、都税事務所への届出

組合の成立によって、法人としての納税義務が生じますので、2ヵ月以内に所轄の税務署と都税事務所へ届け出ます。